

令和元年度「就業体験付き すながわお試し暮らし」 実施要領

【実施目的】

移住を検討する上で重要なポイントである「仕事」について、利用者に就業体験を通して、砂川市で就労するイメージを持っていただくことで、砂川市への移住のステップアップを図る。

【実施内容】

就業体験を組み込んだ「すながわ お試し暮らし」を実施する。就業体験先については、申込み時に利用者本人が選択し、利用者は砂川市に滞在している期間のうち、数日間の就業体験を行う。就業体験以外にも、通常のお試し暮らし同様、市内案内や交流会も実施する。

【募集期間】

令和元年6月10日（月）～随時受付

【利用期間】

令和元年9月～令和2年2月末までの期間のうち、1週間～2週間程度

【利用施設の名称】 ※空き状況により決定



すながわ お試しハウス（よしの）
砂川市吉野1条南7丁目2番21号



すながわ お試しハウス（ほっこう）
砂川市西1条北12丁目1番22号

【利用要件】

- (1) 将来、砂川市への移住を検討されていること
- (2) 家族・親族、単身者の利用であること
- (3) 本事業の実施要領の内容に同意し、終了後の報告会やアンケート調査に協力できること

【就業体験】

(1)就業体験日数

就業体験先と調整の上、基本的には1週間滞在の場合3～4日、2週間滞在の場合7～8日程度とする。

(2)就業体験先

▼特別養護老人ホーム 福寿園（砂川市三砂町55番地6）

【介護職】

- ・体験内容：施設入居者の介護等、施設入居者とのコミュニケーション、レクリエーション・散歩等の施設入居者との交流、掃除・片付け等の環境整備、施設入居者と一緒に軽作業など
- ・資格：介護福祉士またはヘルパーの資格保有者優先、資格がなくてもOK

【看護職】

- ・体験内容：施設入居者の看護等、施設内のラウンド（状態チェック）、処置・配薬・服薬、食事介助、機能訓練など
- ・資格：看護師の資格保有者のみ

【実施までの流れ】

通常のお試し暮らしと同様の申し込み方法とする。

- (1) 移住担当窓口にお試しハウスの空き状況を確認
- (2) 利用申請書の提出（郵送、メール、FAXいずれかの方法により提出）
- (3) 就業体験先企業と事前協議
- (4) 利用決定（許可）通知書の送付
- (5) 利用申込書の提出（郵送、メール、FAXいずれかの方法により提出）
- (6) 利用申込確認書の送付
- (7) 来砂、契約書の締結、オリエンテーション
- (8) 「就業体験付き すながわお試し暮らし」開始

【費用負担】（自己負担分）

- ・自宅から砂川市までの往復旅費、市内での交通費
- ・滞在期間中における水道・電気・ガス・灯油代
- ・国内旅行保険加入費用
- ・その他、食費や日用品に係る費用